

令和2年9月23日

自由民主党看護問題小委員会 御中

公益社団法人

日本産業衛生学会産業看護部会

部会長 五十嵐 千代



産業保健師に関する要望書

公益社団法人日本産業衛生学会は、産業医、産業保健師、衛生技術者、研究者などで構成される日本医学会分科会に属する産業保健分野の専門学術団体（現会員数 8,398 名）であり、多職種にわたる人材の育成とあらたな学術的知見の社会への発信を担っています。学会員の中で 2,842 人が保健師等の看護職で、産業看護部会は学会内の職能団体として活動しています。

国民の約半数を占める働く人々への健康支援は、近年の著しい技術革新と複雑化する社会動向により、これまで以上に重要な社会課題と位置づけられるようになっており、本学会においても、科学的知見と実践力をもった人材の育成を最も重要な活動課題と位置づけています。

さて、2019 年から施行された「働き方改革関連法」では、多様な働き方をする人々の健康を支援する必要性から、「産業保健機能の強化」が明文化され、健康支援の担い手として、産業医とともに、産業保健師の役割への期待が高まっていましたが、このコロナ禍において、働き方は大きく変わり、BCP（事業継続計画）への関与なども含め、新たな産業保健サービスの提供が求められています。また、人生 100 年に向けての健康寿命の延伸においても、青年・壮年期に長期にわたってどう健康を維持・増進するかが重要であり、その役割を担う中核職種の一つである保健師が、産業保健についての十分な知識を持つとともに、産業保健現場の理解を深めることが期待されています。このことは、行政を主たる活動の場とする保健師でも共通であり、とりわけ、働き方の多様化や高齢者雇用が現実のものとなる状況では、地域職域連携をこれまで以上に深める必要性が認識されており、産業保健分野における保健師等の看護職が、新任期教育において産業保健の知識・技術を一定の水準で習得することが必要であると考えます。

しかし、2009 年の保健師助産師看護師法改正では、新任期研修が努力義務になりましたが、産業保健分野の保健師等の看護職の新任期研修は企業等に任されており、体系的になされていません。また、前述の「産業保健機能の強化」から、保健師の法的位置づけが急務であり、それを検討する委員会の立ち上げが必要と考えます。

以上の理由により、下記の事項につきまして、実現賜りますよう要望いたします。

要望事項

1. 産業保健分野における保健師等の看護職の新任期教育の予算化
2. 産業保健分野における保健師の法的位置づけの検討会開催